

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品の名称	Sフラックス
製品コード	R50332N
会社名	アサダ株式会社
住所	名古屋市北区上飯田西町3-60
担当部門	営業本部
電話番号	052-911-7165
FAX番号	052-914-2062
メールアドレス	sales@asada.co.jp
緊急連絡電話番号	052-911-7165 (月曜日から金曜日の8:30~17:00)
推奨用途	はんだ付け用フラックス

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類	区分に該当しない、分類できないは省略	
重要危険有害性及び影響	悪影響が出る潜在的な特性	
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分4
	急性毒性 (吸入: 粉塵、ミスト)	区分4
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	区分1
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (呼吸器系)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分2 (全身毒性、歯、呼吸器系)
環境有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分1
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分1

### GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込むと有害（経口）  
吸入すると有害（粉じん及びミスト）  
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
吸入するとアレルギー，ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ  
臓器の障害（呼吸器系）  
長期にわたる，又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（全身毒性、歯、呼吸器系）  
水生生物に非常に強い毒性  
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

応急処置

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。  
飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。  
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
直ちに医師に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。  
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。  
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。  
漏出物を回収すること。  
保管  
施錠して保管すること。  
廃棄  
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	塩化亜鉛	塩化アンモニウム	塩化水素	界面活性剤	水
化学式	ZnCl <sub>2</sub>	NH <sub>4</sub> Cl	HCl	CaHb0c	H <sub>2</sub> O
慣用名または別名	二塩化亜鉛	アンモニウムクロリド	無水塩酸	-	-
成分及び含有量% (質量比)	35-45	<10	<5	<1	45-55
CASNo.	7646-85-7	12125-02-9	7647-01-0	既存化学物質であるが企業秘につき非公開	7732-18-5
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	(1)-264	(1)-218	(1)-215		-

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。

次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の

肺水腫を起こす。肺水腫の症状は、遅くなって現れる場合が多く、安静を保たないと悪化する。

最も重要な徴候症状

眼、皮膚、気道を刺激する。

吸入した場合

咳、咽頭痛、灼熱感、息苦しさ、息切れ。

皮膚に付着

痛み、発赤、重度の熱傷。

眼に入った場合

痛み、発赤、重度の熱傷。

飲み込んだ場合

腹痛、のどや胸部の灼熱感、咽頭痛、吐き気、嘔吐

応急措置をする者の保護に必要な

救助者は、状況に応じて化学防護手袋と防毒マスクなどの保護具を着用する。

注意事項

医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。

したがって、安静と経過観察が不可欠である。

## 5. 火災時の措置

適切な消化剤

粉末消火剤、噴霧水、泡消火剤、乾燥砂、炭酸ガス。

本品は不燃性であるため、周辺火災に適した消火剤を用いる。

使ってはならない消化剤

なし

火災時の特有の危険有害性

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消化水は汚染を引き起こすおそれがある。

特有の消火方法

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周辺に散水して冷却する。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

消化後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具  
及び予防措置

自給式呼吸器（SCBA）眼や皮膚を保護する耐熱性の完全防護服を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

全ての着火源、熱源を取り除く。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

密閉された場所に立ち入る前に換気する。

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

適切な防護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。

風上から作業し、風下の人は退避させる。

環境に対する注意事項

漏出した製品が、河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏出物を封じ込め、不活性材料（乾燥砂、土、珪藻土、バーミキュライト等）で吸収し、行政の規制に従って密閉できる容器に回収する。

二次災害の防止策

環境規制に従って汚染された物体及び場所をよく洗浄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

急所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項

眼、皮膚に付けないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避等の

指定された場所以外では飲食又は喫煙をしてはならない。

安全取扱注意事項

休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。

衛生対策

データなし

保管

安全な保管条件、技術的対策

施錠して保管すること。

(適切な保管条件及び避けるべき

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

保管条件)

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

安全な容器包装材料

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

化学名又は一般名	塩化亜鉛	塩化アンモニウム	塩化水素
管理濃度	設定なし	設定なし	設定なし
許容濃度 (産衛学会)	設定なし	未設定	2ppm、3mg/m3
許容濃度 (AGCIH)	TLV-TWA 1mg/m3	TLV-TWA 10mg/m3	Ceiling: 2 ppm
	TLV-STEL 2mg/m3	TLV-STEL 20mg/m3	未設定

日本産業衛生学会 (2023年)  
AGCIH (2009年度版)

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、発生源を密閉し、局所排気装置を設置すること。

保護具

本製品は不浸透性保護具着用が義務付けられている。

呼吸用保護具

リスクアセスメントに基づいた適切な保護マスクや呼吸用保護具。

手の保護具

リスクアセスメントに基づいた適切な保護手袋。

眼の保護具

リスクアセスメントに基づいた適切な保護めがね。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用すること。

衛生対策

データなし

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	油状
色	無色～黄白色
臭い	特異臭
融点/凝固点	0℃以下
沸点又は初留点及び沸騰範囲	100℃以上
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界 /可燃限界	上限 データなし 下限 データなし
引火点	なし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール/水分配係数 (log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	空気中で潮解する。
化学的安定性	正しい取扱いや保管では安定。
危険有害反応可能性	水溶液は中程度の強酸であり塩基と激しく反応する。
避けるべき条件	熱源、空気、水。
混触危険物質	塩基、酸化剤、金属酸化物、繊維素を溶解する。
危険有害な分解生成物	加熱すると分解し、有毒なヒューム（塩化水素、酸化亜鉛）を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	区分4	混合物の計算式より区分4とした。
経皮	分類できない	
吸入（ガス）	区分に該当しない	
吸入（粉塵、ミスト）	区分4	混合物の計算式より区分4とした。
皮膚腐食性/刺激性	区分1	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1	
呼吸器感作性又は皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	分類できない	
発がん性	分類できない	
生殖毒性	分類できない	
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（呼吸器系）	塩化アンモニウム区分2（神経系）は、濃度が10%未満の為該当しないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（全身毒性、歯、呼吸器系）	
誤えん有害性	区分に該当しない	

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期（急性）	水生生物に非常に強い毒性	区分1
水生環境有害性 長期（慢性）	長期的影響により水生生物に非常に強い毒性	区分1
残留性・分解性	データなし	
生体蓄積性	データなし	
土壌中の移動性	データなし	
オゾン層への有害性	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。	

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

リサイクルに関する情報

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上

IMOの規定に従う。

航空

ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号

3264

品名

腐食性液体（酸性のもの）（無機質）（他に品名が明示されていない）

クラス

8

容器等級

III

国内規制

陸上

国内規制に該当する場合には、その規定に従う。

海上

船舶安全法の規定に従う。

航空

航空法の規定に従う。

輸送又は輸送手段に関する

輸送に際しては、直接日光を避け、容器の破損、腐食、

特別の安全対策

漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等

及び管理の改善の促進に関する法律

(化管法)

労働安全衛生法

法第2条第2項

第1種指定化学物質

施行令第1条別表第1

法第57条

名称等を表示すべき危険有害物

施行令第18条別表第9

法57条の2

名称等を通知すべく有害物

施行令第18条の2別表第9

政令番号 第94号、第96号、第98号

特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号・第3項、別表第2

特定化学物質第3類物質（塩化水素1%超含有物質）

労働安全衛生規則第326条

腐食性液体

労働安全衛生法に基づくラベル表示

SDS交付等の義務対象物質

規則第594条の2

皮膚等障害化学物質等

特定化学物質障害予防規則第38条の3

特定化学物質取扱い上の注意事項などの掲示

毒物及び劇物取締法

非該当

消防法

非該当

航空法

施行規則第194条危険物告示別表第1

腐食性物質

船舶安全法

危規則第2、3条危険物告示別表第1

腐食性物質

海洋汚染等及び海上災害の防止に

施行令別表第1

有害液体物質（Z類物質）

関する法律

大気汚染防止法

施行令第1条の2

有害大気汚染物質

水質汚濁防止法

法第2条第2項第1号

有害物質

施行令第2条

有害物質

法第2条第4項

指定物質

施行令第3条の3

指定物質

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手した情報に基づいて作成していますが、記載データや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。

注意事項は、通常の実施を前提としたもので、特別な取扱いをする場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上、取扱い願います。

参考文献

- 1) JIS Z 7252 : 2019
- 2) JIS Z 7253 : 2019
- 3) 事業者向けGHS分類ガイダンス（令和元年、経済産業省）
- 4) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)(NITE)
- 5) 国際化学物質安全性カード
- 6) 製造元メーカー提供資料